
平成18年第1回(3月)南丹市議会定例会会議録(第6日)

平成18年3月30日(木曜日)

議事日程(第6号)

平成18年3月30日 午前10時開議

- 日程第1 議案第16号から議案第35号まで (市長提出)
- 日程第2 議案第1号から議案第15号まで、及び議案第37号から議案第48号まで
(市長提出) (市長職務代理者提出)
- 日程第3 議案第49号から議案第61号まで (市長職務代理者提出)
- 日程第4 農業委員の推薦について
- 日程第5 議第5号 議案第26号に対する付帯決議(案)について (議員提出)
- 日程第6 閉会中の継続調査申出について
- 日程第7 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第16号 平成17年度南丹市一般会計予算 (市長提出)
- 議案第17号 平成17年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第18号 平成17年度南丹市老人保健事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第19号 平成17年度南丹市介護保険事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第20号 平成17年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第21号 平成17年度南丹市簡易水道事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第22号 平成17年度南丹市下水道事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第23号 平成17年度南丹市商品券事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第24号 平成17年度南丹市土地取得事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第25号 平成17年度南丹市上水道事業会計予算 (市長提出)
- 議案第26号 平成18年度南丹市一般会計予算 (市長提出)
- 議案第27号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第28号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第29号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第30号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第31号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第32号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第33号 平成18年度南丹市商品券事業特別会計予算 (市長提出)

日程第 2

- 議案第 34号 平成 1 8 年度南丹市土地取得事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第 35号 平成 1 8 年度南丹市上水道事業会計予算 (市長提出)
- 議案第 1 号 南丹市交通安全対策審議会条例の制定について (市長提出)
- 議案第 2 号 南丹市行政改革推進委員会条例の制定について (市長提出)
- 議案第 3 号 南丹市特別職報酬等審議会条例の制定について (市長提出)
- 議案第 4 号 南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 5 号 南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について (市長提出)
- 議案第 6 号 南丹市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 号 南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 8 号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 9 号 南丹市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 10号 南丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 11号 南丹市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 12号 八木町老朽住宅除却促進事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 13号 美山町企業立地に関する条例を廃止する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 14号 介護認定審査会事務の委託について (市長提出)
- 議案第 15号 京都中部広域消防組合同規約の変更について (市長提出)
- 議案第 37号 南丹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (市長職務代理者提出)
- 議案第 38号 工事請負契約の変更について (市道大向線) (市長職務代理者提出)
- 議案第 39号 工事請負契約の変更について (市道横田大西線) (市長職務代理者提出)
- 議案第 40号 平成 1 7 年度南丹市一般会計補正予算 (第 1 号) (市長職務代理者提出)
- 議案第 41号 平成 1 7 年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

			(市長職務代理者提出)
議案第 42号	平成 17 年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
議案第 43号	平成 17 年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
議案第 44号	平成 17 年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
議案第 45号	平成 17 年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
議案第 46号	平成 17 年度南丹市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
議案第 47号	平成 17 年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
議案第 48号	平成 17 年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)		(市長職務代理者提出)
日程第 3	議案第 49号 監査委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 50号 固定資産評価審査会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 51号 固定資産評価審査会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 52号 固定資産評価審査会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 53号 固定資産評価審査会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 54号 公平委員会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 55号 公平委員会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 56号 公平委員会委員の選任について		(市長職務代理者提出)
	議案第 57号 教育委員会委員の任命について		(市長職務代理者提出)
	議案第 58号 教育委員会委員の任命について		(市長職務代理者提出)
	議案第 59号 教育委員会委員の任命について		(市長職務代理者提出)
	議案第 60号 教育委員会委員の任命について		(市長職務代理者提出)
	議案第 61号 教育委員会委員の任命について		(市長職務代理者提出)
日程第 4	農業委員の推薦について		
日程第 5	議第 5 号 議案第 26 号に対する付帯決議 (案) について		(議員提出)
日程第 6	閉会中の継続調査申出について		
日程第 7	議員の派遣について		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

出席議員 (26 名)

1 番 仲 絹 枝 2 番 大 面 一 三 3 番 高 野 美 好

4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者兼参与	國 府 正 典	教 育 長	齊 藤 進
参 与	奥 村 善 晴	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
福祉事務所長	永 口 茂 治	水 道 事 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	総務財政課長	伊 藤 泰 行
企画情報課長	小 寺 貞 明	税 務 課 長	橋 本 早 百 合
合併調整室長	大 野 光 博	市 民 課 長	吉 田 進
健 康 課 長	大 内 早 苗	土 木 建 築 課 長	川 勝 芳 憲
都市計画課長	西 岡 克 己	農 林 商 工 課 長	神 田 衛
上 水 道 課 長	寺 尾 吾 朗	下 水 道 課 長	栃 下 孝 夫
教育総務課長	榎 本 泰 文	社 会 教 育 課 長	波 部 敏 和
学校教育課長	勝 山 美 恵 子	出 納 課 長	寺 尾 眞 知 子
農業委員会事務局長	川 辺 清 史		

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞さまに存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第16号・議案第17号・議案第18号・議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号・議案第23号・議案第24号・議案第25号・議案第26号・議案第27号・議案第28号・議案第29号・議案第30号・議案第31号・議案第32号・議案第33号・議案第34号・議案第35号

○議長（高橋 芳治君） 日程第1、議案第16号から議案第35号までを一括して議題といたします。

これより予算特別委員長の報告を求めます。

村田予算特別委員長。

○予算特別委員長（村田 正夫君） 南丹市市議会になりまして、予算特別委員会というもの初めて作りまして、またこういった中で、それぞれの常任委員会を分科会として付託をし、その中で審査なりをやっていただき、また最終総括質疑を各会派代表にやっていただき、そして最終討論なり表決に入ると、そして結審をすると、こういう初めての形で行ったので、いろいろな意味で不備があったり、皆さん方にはご迷惑かけた部分があったかも分かりませんが、近隣の市の状況も取り寄せながら、また、旧4町でこういった形のものを採用しておられるところもございましたので、そういったものも参考にしながら、若干、歩きながら考えてやっていくというようなところがございましたので、本当に皆さん方には、議員の皆さんにはいろいろご迷惑をかけたことと思いますけれども、先日24日に結審をいたしましたので、委員長としての報告をさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

予算特別委員会に付議をされました議案第16号から議案第25号まで、平成17年度一般会計予算をはじめ9つの特別会計予算及び議案第26号から議案第35号まで、平成18年度一般会計予算をはじめ9つの特別会計予算につきまして、審査の経過概要と結果を報告いたします。

平成17年度一般会計予算をはじめ9つの特別会計予算は、旧園部町・八木町・日吉町・美山町の合併に伴い、合併期日の本年1月1日から3月31日までの間の所要額について編成された予算であり、主なものは旧4町で議決した歳入歳出予算額の未執行分と、市政に伴う設置された福祉事務所の生活保護費及び市長・市議選に関わる経費であ

ります。

次に18年度一般会計予算をはじめ9つの特別会計予算は、合併効果を反映させる南丹市最初の予算であります。しかしながら2月に市長選挙ということで、継続的な事業、義務的経費及び経常的経費を主に編成した骨格予算であります。国と地方の三位一体改革の中で国庫補助負担金の見直しや臨時財政対策債の削減、一方、合併特例法に基づく支援措置、地方交付税、合併特例債等の増加を見込み、また自主財源の柱である市税は評価替えに伴う固定資産税の減収などにより、前年度4町当初予算を下回る見込みの中で経常経費の抑制、事務事業の見直しや統合に努めたものの、合併協議の調整結果による各種サービス事業の全市拡大、福祉事務所の開設等で扶助費が大幅な増となっております。こうしたことから大幅な財源不足を補うため、財政調整基金や減債基金を繰り入れる予算編成となっております。本予算は、市民との共同を基本に地域の持つ潜在能力を高め、市民の夢と希望を実現できるふるさとづくりを目指し、重点的課題として安心・安全なまちづくり、地域の特性を活かしたまちづくり、住民が主役のまちづくり、これら3項目について、既存事業の拡充を図る予算となっております。これを受けて予算特別委員会は変化の激しい社会の中で、対応可能な市民サービスが提供できる施策の推進や持続可能な財政運営の取り組み、一方、財源の十分な精査と適切な確保等を基本に審査に臨みました。本委員会は3月9日に設置、同日委員会を開催し、三つの分科会を設け、3月10日、13日と分科会審査に入り、終始積極的かつ慎重に審査を行い、3月22日の委員会、そして最終日24日に委員会採決を行いました。主な施策の概要は、地域情報基盤整備事業、山陰線複線電化整備事業、庁舎等施設整備事業、出産祝金事業、すこやか手当支給事業、入学祝金支給事業、生活保護費支給事業、一般廃棄物清掃事業、緑資源機構営事業、緑の公共事業、産業基盤整備事業、道路新設改良事業、地域防災計画策定事業、児童・生徒安全対策事業、特色ある教育の推進事業等であります。それぞれの施策の基本的な考え方や細部にわたり、担当部課長から説明を受け、活発な質疑や意見が交わされたところではありますが、最終的には総括質疑として、会派代表より理事者への質問事項が以下のとおりとなりました。1、財政全般、18年度の財政指数、基金、市有地、職員の状況について。2、庁舎等施設整備事業について。3、地域情報基盤整備事業について。4、交通対策について。5、農業振興と有害鳥獣対策について。6、商品券事業について。7、河川改修と土地区画整備について。8、学校給食と山村留学について。これらの8項目について、市長職務代理をはじめ部課長の出席を求め、基本的な取り組み、今後の見通し、さらにその対応等について正しました。それに対し、市長職務代理から、財政事情は厳しいが行財政改革に努めつつ、市民のための行政推進を図る意思と、それぞれの項目に対する詳細な答弁がされたのを良としました。その後、各分科会会長より審査報告を受け討論に入り、反対・賛成討論ののち採決の結果は、議案第16号から議案第25号まで、及び議案第28号から議案第35号までは全員の賛成で、議案第26号、議案第27号については多数をもって原案可決すべきものと決し

ました。なお、二日間の審査過程で各分科会で委員から出された意見や要望については、事業の執行段階において十分精査の上、適切に対応されるよう望むものであります。

あとになりましたが、議員各位には限られた厳しい審査日程の中、連日慎重な審査と円滑な委員会運営にご協力をいただき、本委員会の使命が達成できましたことに心から感謝し、厚くお礼を申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） 3番、高野。

私は、日本共産党住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第26号、平成18年度南丹市一般会計予算について、反対の討論を行います。

本予算は、市長が選出されていない下で編成をされたため、骨格予算といいながらも合併効果を反映させる実質的な意味で、南丹市最初の予算として提案をされております。合併前に示されました新市建設計画の財政計画では、平成18年度は普通会計で216億5,000万円となっており、本予算との差額は1億9,000万円でございますので、ほぼ財政計画どおりの予算が編成されたかのように見えます。しかし、本予算の歳入と財政計画とを比較してみますと、国・府支出金が財政計画より9億2,000万円少なく、地方債は反対に3億5,000万円多くなっております。さらに見逃せないのは、財政計画では基金からの繰入金はしないで、毎年積み立てることになっておりますのに、本予算では財政調整基金、減債基金併せて17億円を取り崩す予算となっております。財政が厳しいから合併しかない、合併すれば財政は安定をすると、住民に説明してきた責任をどうとるのか、どうされるのか、お聞きをしたいと思っております。また本予算、4町が持ち寄った基金は財政調整基金、減債基金併せて52億3,000万円、平成17年度に19億円を取り崩して、17年度末残高見込みは30億円、3月20日に提案された平成17年度一般会計補正予算で、財政調整基金繰入金6億8,000万円、減債基金積立金6,900万円が計上されておりますので、17年度末残高は37億5,000万円となります。国・府からの補助金は財政計画より少なく、反対に借金は多い、貯金は約半分を取り崩す計画となっております。親からの仕送りは約束よりも少ない、アルバイトの稼ぎもままならない、おまけに学費が値上がりする、貯金は減り借金は増え、来年は退学を考えなければならない大学生のような状況に陥っている

といえます。このような極めて厳しい予算を編成しなければならないということは、今後編成をされます本格予算や、来年度以降の財政運営が危機的状況におかれることは必至であります。財政計画とはあまりにも違う本予算、住民への説明責任を果たすことのできない本予算、骨格予算といえども賛成をしかねる予算であります。歳出削減やサービス水準を向上させ、一体的なまちづくりを推進するために、理事者はもちろんのこと、職員一丸となった創意工夫を活かした予算編成と執行を求めたいと思います。また総務費に計上されております庁舎等整備事業1億6,480万円は、本庁舎前の駐車場を鉄骨2階建に整備する経費でございますが、2階部分の駐車可能スペースは87台の計画となっております。1台当たりの投資経費は約190万円にもなります。投資対効果から見れば極めて無駄な計画であると思います。しかも、その財源の実に95%を合併特例債に頼っております。合併特例債は第一に住民生活の安定のために有効に使われること、第二には、その償還金は国が交付税措置をしてくれることとされておりますが、今日、三位一体改革をはじめ国が地方財政を削減してくる状況からすれば、極めて厳しく見ておく必要があり、後年度の市財政に禍根を残すことのないよう、これを使用することは最小限に止めること、この2点を大原則とするべきであります。本駐車場建設計画はその意味からも、また景観上からも不要不急の箱もの建設であり、本予算からの削除を求めたいと思います。

以上、指摘いたしましたして、議案第26号、平成18年度南丹市一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、外田誠議員。

○議員（15番 外田 誠君） 15番、外田誠でございます。

議案第26号、平成18年度南丹市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

南丹市が誕生して時間がない中で、職員が一丸となって予算編成作業に取り組まれたことに対し、まず敬意を表しておきます。本予算は骨格予算でありますけれども、南丹市最初の予算であり、今後の市の方向を図るものとして市民は大変注目をしております。そのような中で、次の3点において評価できるものと考えております。まず第1点は合併協議における合意事項が尊重されて、4町の独自施策に配慮がされておることでございます。第2点目として、旧町で実施されていた既存事業であっても、新市に必要と考えられるものについては全市へ拡充が図られていること。3点目として、地域福祉の充実、特に少子化対策に重点がおかれておることでございます。具体的には4町の融和を図り、情報格差をなくする地域情報基盤整備事業、市民生活に欠かせない市営バス運行事業、若者が住みたくなるまちづくりに必要なすこやか子育て医療費助成事業、あるいはすこやか手当支給事業など、また農林業振興に欠かせない有害鳥獣捕獲対策事業など、住民要望に沿った施策であると評価をいたしております。しかし、歳入においては財政調整基金や減債基金を取り崩しておる点など、考えれば大変厳しいものがある、このこ

とは指摘しておかなければならない、そのように考えます。今後、自主財源の確保や事業の見直しなどにより、持続可能な財政基盤の確立が急務であります。また、予算の資料の差し替えなどが重なったこと、あるいは一部事業において、執行において十分な精査を必要とするものがあることも、指摘をしておきます。不測の事態に揺れる南丹市でありますけれども、正常化に向け、議会はリーダーシップを発揮しなければならない、そのように考えております。個々の課題はあったとしても市民生活に支障なきよう、対極の見地に立った判断が必要であることを議員諸兄にお願いを申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 南風会を代表いたしまして、平成18年度一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成18年度当初予算は、一般会計で214億6,000万円で旧4町の昨年度の予算を単純に合計をいたし、それと比較をいたしましても1億3,600万円の増となっております。パーセントにいたしまして0.6%の増となっております。当初の歩み出しとしては十分な額であり、いろんな配慮もされていると思うところであります。数字的な面はこれくらいに留めまして、以下は私の思いを申し上げて、賛成討論といたしたいと思っております。

新生南丹市発足初めての3月定例議会であり、元来、当初予算は骨格予算としてスタートいたし、徐々に肉付けをして市民の要望や市民生活に必要なものから予算を組み、実際に執行していくことは承知をしているところであります。特に今議会は市長不在であります。市長が在任をされておりましたも先に申したとおり、骨格予算といって歩み始めるものなのに、当市の場合いろいろな事柄が重なり、骨格中の骨格予算で始まるのは仕方がないことであります。しかし、私は普通、骨には血は流れていない、筋肉も血管もついて、それなのにです、筋肉も血管もついているかと思うぐらい血の通った予算であると思っております。日程第5にありますように、駐車場の件で付帯決議案を付することになっておりますが、職務代理者も説明されたように議会と十分議論を交わし、予算の執行を行うとのことでありました。その他の点については、特段市民の生活に支障を来たすことは見受けられず、妥当な予算組みがされていると認識をしております。先ほども申したように、南丹市の歩み始めは不本意なことで終始いたしましたが、来る4月30日に執行されます出直し選挙には議会も、むろん市民の方々にとっても素直でスマートな選挙を望んでいるところであります。投票日まで1箇月ありますので、以上のようなことを節に願って、新生南丹市にふさわしい市長さんを皆で選び、骨格予算に肉付けをしていただきまして、市民に安心・満足を与えてくださることを望みます。私たち党派としても協力を惜しまないことを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて仲絹江議員。

○議員（1番 仲 絹江君） 私は日本共産党住民協働市会議員団を代表いたしまして、

議案第27号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算案について、反対の立場で討論いたします。

平成18年度予算案は、3月3日に南丹市国民健康保険税条例が専決処分されております。その中で出されました税率・金額で積算された国民健康保険税が予算計上されております。本来、専決処分は議会の権限に属する事項を町が代わって行うことを認めた制度でございまして、極めて例外な制度です。3月定例議会におきまして十分審議できる時間があったにもかかわらず、南丹市国民健康保険税条例で税率・金額を専決処分したこと自体に問題があると考えます。よって、その条例に基づきまして編成された平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算案について、まず反対の立場を表明いたします。

具体的にはまず一つ目に、合併協定では税率について、保険税の算定の基礎になる税率は、新市において統一する。賦課方式については現行の4方式から3方式に変更する。医療費の動向を検討しつつ税率は毎年見直す。なお、新税率の適用は合併の翌年度からとするとしておりますが、引き上げ額の合意協定はされておられません。二つ目に資産割をなくしまして、所得割が8.45%に、被保険者一人につき課せられる均等割が2万3,500円、また、1世帯ごとの平均平等割については2万3,000円となっております。平成17年度4町の所得割は園部町が6.8%、八木町が6.5%、日吉町が6.7%、また美山町が6.4%でした。4町とも2%近くのアップとなっております。また均等割は、園部町以外は引き上げられまして、平等割については八木町と日吉町は引き下げとなっておりますが、全体的には資産の少ない、しかも所得の低いお年寄りなど、弱者には負担が重くのしかかる税制になっていると考えます。国民健康保険税の引き上げに伴いまして、税の滞納が増え、収納率が落ち込むことが予測されます。全国的に見ると、保険税が払えないことで国民健康保険証を取り上げられて、受診が遅れて、病気が悪化し、死亡したと見られるような人も出てきております。今後この南丹市の中でこういった悲劇が起こらないとも限りません。三つ目に新市建設計画では、高齢者や障害者、そして次代を担う子どもたちが、安心して健康でいきいきと暮らせるまちづくりを掲げております。その方針から見ましても、本予算は住民の生活を脅かす内容となっております。

以上の理由から議案第27号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算案については、反対であることを申し述べまして討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議案第16号から議案第25号までの平成17年度予算10件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第26号、議案第27号、平成18年度予算2件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 芳治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第28号から議案第35号までの平成18年度予算8件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第1号・議案第2号・議案第3号・議案第4号・議案第5号・議案第6号・議案第7号・議案第8号・議案第9号・議案第10号・議案第11号・議案第12号・議案第13号・議案第14号・議案第15号・議案第37号・議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号・議案第44号・議案第45号・議案第46号・議案第47号・議案第48号

○議長(高橋 芳治君) 日程第2、議案第1号から議案第15号まで、及び議案第37号から議案第48号までを一括して、議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長(谷 義治君) ただいま議題となりました、議案第1号、南丹市交通安全対策審議会条例の制定について、議案第2号、南丹市行政改革推進委員会条例の制定について、議案第3号、南丹市特別職報酬等審議会条例の制定について、議案第4号、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について、議案第6号、南丹市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、南丹市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、議案第 8 号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、南丹市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、南丹市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 15 号、京都中部広域消防組合規約の変更について、議案第 40 号、平成 17 年度南丹市一般会計補正予算第 1 号、議案第 44 号、平成 17 年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算第 1 号、議案第 47 号、平成 17 年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算第 1 号の 13 議案について、総務常任委員会の審査の結果を報告いたします。

この議案 13 件は、3 月 3 日及び 3 月 20 日の本会議において、当委員会に付託され、3 月 7 日及び 3 月 22 日に総務常任委員会を開催し、慎重審査し、1 件ごとに採決いたしましたところ、すべての議案に全員が賛成され、可決すべきものと決しました。その結果を議長に報告いたしました。その報告書はお手元に配布しております委員会報告書のとおりであります。

以上をもちまして、総務常任委員会の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中川 幸朗君） ただいま議題となりました、議案第 13 号、美山町企業立地に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 38 号、工事請負契約の変更について、大向線、議案第 39 号、工事請負契約の変更について、市道横田大西線、議案第 40 号、平成 17 年度南丹市一般会計補正予算第 1 号、議案第 45 号、平成 17 年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号、議案第 46 号、平成 17 年度南丹市下水道事業特別会計補正予算第 1 号、議案第 48 号、平成 17 年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算第 1 号の以上 7 議案について、産業建設常任委員会の審査結果を報告いたします。

この議案 7 件は 3 月 3 日及び 3 月 20 日の本会議において、当委員会に付託され、3 月 6 日及び 3 月 22 日に産業建設常任委員会を開催し、慎重審査をし、1 件ごとに採決をいたしましたところ、議案第 39 号については賛成多数で、他の議案については全員が賛成で可決をいたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全議案に対する審議結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） ただいま議題となりました、議案第 5 号、南丹市障害者介護給付等支給認定審査会の委員の定数を定める条例の制定、議案第 10 号、南丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第 12 号、八木町老朽住宅除却促進事業分担金徴収条例を廃止する条例、議案第 14 号、介護認定審査会事務の委託、議案第 37 号、南丹市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第 40 号、平成 17 年度南丹市一般会計補正予算第 1 号、議案第 41 号、平成 17 年度南丹市国民健康保険事

業特別会計補正予算第1号、議案第42号、平成17年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算第1号、議案第43号、平成17年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算第1号の以上9議案について、厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

この議案9件は、3月3日及び3月20日の本会議において、当委員会に付託され、3月6日及び3月22日に厚生常任委員会を開催し、慎重審査をし、1件ごとに採決いたしましたところ、すべての議案に全員が賛成で可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました全議案に対する審議結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 私は日本共産党住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第37号、南丹市介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、反対討論を行います。

提案されております第3期分であります介護保険料値上げ改定案では、基準額で美山町が4万800円から5万500円と24%の値上げとなっております。日吉町におきましては4万4,200円が5万5,200円と、25%の引き上げであります。八木町におきましては3万8,460円が5万1,200円と、33%の引き上げでございます。園部町におきましては3万4,800円が5万600円と、なんと45%もの値上げとなっております。老年者控除の廃止や配偶者特別控除の削減・縮小などで是正、改正、改悪によります優遇激変緩和措置があると、附則で提案がされております。しかし、収入の増えない年金生活者にとりましては大変厳しい改定案でございます。公的介護保険制度は制度原則によりまして、一般会計からの繰り入れによります保険料の減額は、自粛をするようにされております。しかし、合併前の美山町におきましては65歳以上の町民税非課税の世帯を対象に、国保料の4分の1を助成する高齢者すこやか助成金制度が設けられておりました。これはこの合併によりまして廃止がされました。全国のほかの多くの自治体で低所得者に対する補てん措置を講じております。一般会計での補てん措置を強く求めるものであります。本条例は高齢者や弱者にあまりにも冷たい。そして、その人たちの生活実態を無視した条例案であります。到底賛成できるものではないと思います。

以上、南丹市介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、反対討論といたし

ます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、片山誠治議員。

○議員（16番 片山 誠治君） それでは議案第37号、南丹市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

今、日本共産党住民協働市会議員団ですか、料金をおっしゃっていただきました。もう一つ分かりやすく言いますと、基準の月額介護保険料、園部町の場合2,900円が4,218円に上がりました。八木町の場合は3,205円が4,273円に上がりました。そして日吉町3,683円から4,605円、そして美山町におきましては3,400円が4,216円という基準月額、いわゆる第4段階、第4段階という形の基準額が、このように値上げをされたわけでありまして、はっきりいうて値上げであります。今おっしゃるとおり日本共産党の方おっしゃいました、値上げであります。大変な負担増になっております。おっしゃるとおりでございます。しかし、この制度は2000年度から始まりまして、介護保険制度が始まりました。今年の4月から大きく、またこれが変わります。何が変わると言いますと、運動機能のアップを含めた介護予防メニューが加わったり、また、いろんな見直しも行われ、また、それに伴い保険料も見直されたというわけでありまして、南丹市も例外ではなく、ただでさえ高齢化率が高い地域であります。居宅サービスに比べて、施設のサービスを利用される方が大変多くあるのが、この南丹市の町の特徴であります。いわゆる住民の負担が大きい代わりにサービスが豊富だとも言えるわけでありまして、今後3年間の、いわゆる介護保険の給付費がかなり増えるということは、もちろんこれは予測されておるわけでありまして、もちろん給付を受けはる方が増えていく、またそのような素晴らしいサービスを受けはる、施設でサービスを受けはる人が多くなると、これは3年間を見込まれて、今回の保険料の算定をされたわけでありまして、また今年度から1号被保険者、いわゆる65歳以上の介護保険料は国から言われておりますように、今までは18%でありましたけれども、1%増やして、19%いわゆる高齢者で介護を受けられている方が、いわゆる高齢者で担っていただくという制度の改革が、国の方からありました。それも一つの要因にはなっております。また、都会では高齢者の方がいろんな働く場がありまして、給料をいただかれて、そんな場がありますけれども、この南丹市の場合は、やはり田舎であります。もちろん農業を主体とした高齢者の方々は、やはりどうしても所得はほとんど見込めず、年金だけで暮らしておられる方々が大変多いのであります。介護保険料を七つの段階に分けて、低所得者層の方々がどうしても多いという中では、基本的な有する基準額が上げざるを得ない、このような状況がこの南丹市の中に見えるわけでありまして、南丹市の市民生活に直接関わっていく介護保険料の設定については、緩やかな合併を基本としておりまして、これまで市民の方々が受けてこられたサービスの内容を低下させないようにと、今回の保険料算出についても旧町単位で別々に算出をして、積算をして、多少のばらつきはあります。旧町の特徴が表れていると考えております。3年後の第4期計画期間から

は、介護保険料が統一をされます。3年後であります。一定、広域化のメリットや各施設との連携等、また財政の健全化・安定化が期待できると、3年後先ですけれども期待はできます。また今、格差という言葉が大変多く使われるようになりました。格差社会であったり、またや負け組、勝ち組と表現をされておる世の中になってきたわけであり、しかし今回、この保険料の算定につきましても、いわゆる低所得者層の方々の保険料の負担を抑えるために、第2段階いわゆるその中を細かく分けて、できるだけ負担を少なくするような配慮も、この今回の料金の改定には盛り込まれておるわけであり、なお、近隣の市であったり、町の保険料を参考に、今報告をさせていただきます。亀岡市の場合は4,340円であります。また隣町であります昨年の10月に合併をいたしました旧丹波町では、今回、南丹市のように別々の町で保険料を算出をしております。旧丹波町はなんと4,708円あります。瑞穂町はその分、その分といいますか、3,580円、旧和知町では4,500円ということで、また京都府の、いわゆる平均では4,427円ということは、今回、南丹市の、旧日吉町におきましては若干高くなっておりますが、京都府の平均よりも今回の保険料の改定はまだ安いと、安いというたらおかしいですけど。今回の南丹市の介護保険料の値上げは、決して私は無茶な値上げではなく、現状を考えると、妥当な保険料の設定をされたと、このように考えております。議員の皆さん、常識と良識のある議員の皆さん方であり、賢明なる判断を期待をいたしまして、この介護保険料のいわゆる値上げに対する条例でありますけれども、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず議案第1号から議案第15号まで、及び議案第37号から議案第48号までのうち、議案第37号を除く条例の制定等26件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第37号、条例の一部改正を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分から再開したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午前10時55分休憩

午前11時09分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第3 議案第49号・議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号

○議長（高橋 芳治君） 日程第3、議案第49号から議案第61号までを一括して、議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

國府市長職務代理者。

○市長職務代理者兼参与（國府 正典君） ただいま、上程いただきました議案第49号から第61号につきまして、ご説明を申し上げます。

まず議案第49号、監査委員の選任についてであります。南丹市の複雑多様化する行政の中で、適正な監査をいただきます学識経験の監査委員に、高潔な人格と豊かな経験を持たれ、旧園部町において長年監査委員としてご活躍いただきました川西通夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

次に議案第50号から議案第53号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。合併後、各旧町の委員に今日まで暫定委員会委員としてお世話になっておりましたが、今回地方税法第423条第3項の規定により、新たに固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするものでございます。

まず議案第50号は、旧園部町で平成16年4月よりご活躍いただいております、また暫定委員としてお世話になっておりました吉田史樹氏を選任しようとするものであります。

次に議案第51号は、旧八木町で平成14年4月よりご活躍いただいております、また暫定委員としてお世話になっておりました臼井八郎氏を選任しようとするものであります。

次に議案第52号は、旧日吉町で平成11年9月よりご活躍をいただいております、また暫定委員としてお世話になっておりました湯浅保氏を選任しようとするものであります。

次に議案第53号は、暫定委員としてお世話になっておりました采尾卓二氏の後任として、上田武司氏をそれぞれ選任しようとするものであります。

次に議案第54号から56号は、公平委員会委員の選任についてであります。公平委員会は地方公務員法の規定に基づき、職員の救済機関として設置するものであり、その委員は人格が高潔で、地方自治を理解され、人事行政に識見を有されている方を議会の

同意を得て、選任することとされておりますので、各旧町におきまして合併まで活躍いただいております委員を、最適任者として選任をさせていただくものであります。

まず議案第54号は、旧八木町で平成11年12月よりご活躍をいただいております八田敦子氏を選任しようとするものであります。任期は4年間であります。

次に議案第55号は、旧日吉町で平成15年7月よりご活躍をいただいております船越廣子氏を選任しようとするものであります。任期は3年間であります。

次に議案第56号は、旧美山町で平成11年3月よりご活躍をいただいております大棚俊二氏を選任しようとするものであります。任期は2年であります。

次に議案第57号から議案第61号は、教育委員会委員の任命についてであります。合併後、各旧町の委員に今日まで臨時委員会委員としてお世話になっておりましたが、今回新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会の委員を任命しようとするものでございます。

まず議案第57号は、旧園部町で平成15年7月よりご活躍をいただいております、また、臨時委員会委員としてお世話になっておりました牧野修氏を任命しようとするものであります。任期は4年間であります。

次に議案第58号は、旧八木町で平成15年3月よりご活躍をいただいております、また、臨時委員会教育長としてお世話になっておりました齊藤進氏を任命しようとするものであります。任期は4年間であります。

次に議案第59号は、旧美山町で平成12年10月よりご活躍をいただいております、また、臨時委員会委員長職務代理者としてお世話になっておりました木村光一氏を任命しようとするものであります。任期は3年間であります。

次に議案第60号は、旧園部町で平成9年10月よりご活躍をいただいております、また、臨時委員会委員長としてお世話になっておりました奥村功氏を任命しようとするものであります。任期は2年間であります。

次に議案第61号は、旧日吉町で平成6年4月よりご活躍をいただいております、また、臨時委員会委員としてお世話になっておりました勝田正巳氏を任命しようとするものであります。任期は1年間であります。

以上、議案第49号から議案第61号の説明とさせていただきます。

何とぞご審議いただき、ご同意をたまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第49号から議案第61号までについては、人

事に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めます。

従って、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決することに決定しました。

これより順次、採決いたします。

それでは、議案第49号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第50号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第51号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第52号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第53号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第54号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第55号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第56号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第57号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第58号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第59号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第60号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

次に議案第61号について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、同意することに決しました。

日程第4 農業委員の推薦について

○議長(高橋 芳治君) 日程第4「農業委員の推薦について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条の規定により、議会が推薦する農業委員会委員はあらかじめ幹事会で協議いただき、お手元に配布いたしておりますとおり議長より指名いたしたいと思っております。

本件については、まず吉見徳寛君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

次に谷義治君を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、谷義治君の退場を求めます。

(谷義治議員退場)

○議長(高橋 芳治君) 谷義治君を指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

(谷義治議員復席)

○議長(高橋 芳治君) 次に湯浅彰君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

次に小中昭君を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、小中君の退場を求めます。

(小中昭議員退場)

○議長(高橋 芳治君) 小中昭君を指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

(小中昭議員復席)

○議長(高橋 芳治君) よって、指名のとおり4名を推薦することに決しました。

日程第5 議第5号

○議長(高橋 芳治君) 日程第5、議第5号「議案第26号に対する付帯決議(案)について」を議題といたします。

本案は、発議者、谷義治議員、賛成者、小中昭議員、同じく中井榮樹議員、矢野康弘議員、末武徹議員、仲村学議員、高野美好議員、森為次議員でもって、南丹市議会会議規則第14条の規定により、議長あてに提出されております。

発議者谷義治議員より、提案理由の説明を求めます。

谷義治議員。

○議員(23番 谷 義治君) ただいま議題となりました、議第5号、議案第26号に対する付帯決議案について、提案理由の説明を行います。

平成18年度南丹市一般会計予算歳出の2款総務費1項総務管理費5目財産管理費13節委託料480万円と、同じく第15節工事請負費1億6,000万円、計1億6,480万円は庁舎等施設整備事業費として提案されたが、予算特別委員会総務分科会において審議した結果、次の理由により付帯決議を付すべきであるとの結論にいたりました。

記、一つ、市庁舎の玄関口に位置する現駐車場を活用して、鉄骨2階建駐車場を建設することについては、景観上から見て問題がある。二つ、駐車1台当たりの建設単価が高価であり、費用対効果の点で適切な対応とは考えられがたい。三つ、駐車場スペースの確保は市民及び職員のためには必要と認めるが、予算案上の駐車場予定地が最適であるかどうか、他の場所との比較検討が必要である。4点目、総合的に判断できる資料を

議会に示したのち、十分な審議を得てから予算執行すべき内容である。さらに付け加えて申し上げます。3月24日に開催されました予算特別委員会の代表質疑においても議論が出たところであり、修正すべきとの意見もございました。そういうことを受けまして、この付帯決議が尊重されることを前提にしまして、先ほど平成18年度南丹市一般会計予算を可決いたしましたものであることを十分にご理解され、理事者の誠意ある対応を強く求めるとともに、大変重い付帯決議であることを申し添えまして、提案理由の説明といたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは採決に入ります。

原案のとおり賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって本案は可決されました。

案の抹消をお願いいたします。

日程第6 閉会中の継続調査申出について

○議長（高橋 芳治君） 日程第6「閉会中の継続調査申出について」議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

日程第7 議員の派遣について

○議長（高橋 芳治君） 日程第7「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配布のとおり、第71回近畿市議会議長会定期総会に議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、さよう決めます。

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(高橋 芳治君) 次に「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長職務代理より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を求められています。

本件については、「異議がない」と意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

ここで議長より、一言お礼を申し上げます。

今3月定例会は、南丹市議会にとって初議会でありました。開会中に思いもよらない事件が発生をし、三役不在で非常に混乱をした中での定例会でありましたが、前市長から提出されました議案すべて議了をすることができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。一日も早く正常な市政に戻ることを願うものでございます。非常に甚だ簡単でございますが、本議会の運営に対してのお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

今定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって今定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成18年第1回南丹市議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会臨時議長 吉 田 繁 治

南丹市議会議長 高 橋 芳 治

南丹市議会議員 井 尻 治

南丹市議会議員 八 木 眞